

猪名川町告示第69号

猪名川町重度障害者特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年6月9日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町重度障害者特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱

令和8年6月9日

要綱第55号

猪名川町重度障害者特別給付金支給要綱（平成10年要綱第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「1,036,620円」を「1,056,120円」に改め、同条第2号中「1,039,620円」を「1,059,120円」に改める。

第5条第1号本文中「86,385円」を「88,010円」に、「1,036,620円」を「1,056,120円」に改め、同号ただし書中「1,036,620円」を「1,056,120円」に改め、同条第2号本文中「86,635円」を「88,260円」に、「1,039,620円」を「1,059,120円」に改め、同号ただし書中「1,039,620円」を「1,059,120円」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の猪名川町重度障害者特別給付金支給要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

猪名川町重度障害者特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(支給制限)</p> <p>第4条 町長は、前条の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは給付金を支給しないものとする。</p> <p>(1) 昭和31年4月1日以前に生まれた重度障害者にあつては、年額<u>1,056,120</u>円以上の公的年金を受給しているとき。</p> <p>(2) 昭和31年4月2日以後に生まれた重度障害者にあつては、年額<u>1,059,120</u>円以上の公的年金を受給しているとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(給付金の額)</p> <p>第5条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 昭和31年4月1日以前に生まれた重度障害者にあつては、月額<u>88,010</u>円(年額<u>1,056,120</u>円)とする。ただし、年額<u>1,056,120</u>円未満の公的年金を受給している者にあつては、<u>1,056,120</u>円から受給している当該公的年金の年額を控除した額を12で除して得た額を給付金の月額とする。</p> <p>(2) 昭和31年4月2日以後に生まれた重度障害者にあつては、月額<u>88,260</u>円(年額<u>1,059,120</u>円)とする。ただし、年額<u>1,059,120</u>円未満の公的年金を受給している者にあつては、<u>1,059,120</u>円から受給している当該公的年金の年額を控除した額を12で除して得た額を給付金の月額とする。</p>	<p>(支給制限)</p> <p>第4条 町長は、前条の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは給付金を支給しないものとする。</p> <p>(1) 昭和31年4月1日以前に生まれた重度障害者にあつては、年額<u>1,036,620</u>円以上の公的年金を受給しているとき。</p> <p>(2) 昭和31年4月2日以後に生まれた重度障害者にあつては、年額<u>1,039,620</u>円以上の公的年金を受給しているとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(給付金の額)</p> <p>第5条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 昭和31年4月1日以前に生まれた重度障害者にあつては、月額<u>86,385</u>円(年額<u>1,036,620</u>円)とする。ただし、年額<u>1,036,620</u>円未満の公的年金を受給している者にあつては、<u>1,036,620</u>円から受給している当該公的年金の年額を控除した額を12で除して得た額を給付金の月額とする。</p> <p>(2) 昭和31年4月2日以後に生まれた重度障害者にあつては、月額<u>86,635</u>円(年額<u>1,039,620</u>円)とする。ただし、年額<u>1,039,620</u>円未満の公的年金を受給している者にあつては、<u>1,039,620</u>円から受給している当該公的年金の年額を控除した額を12で除して得た額を給付金の月額とする。</p>